

御殿場市開業パワーアップ支援資金等利子補給金申請受付のお知らせ！

<対象：令和4年4月1日以降に新規創業（開業）資金の1回目の返済がある事業者>

市内における創業者を支援するため、創業及び創業により行う事業に必要な融資を受けた創業者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する事業です。該当する方は申請をお忘れなく！

★利子補給額 = ((6 カ月又は 12 カ月の支払利息合計額) × (利子補給率 1%)) ÷ (借入利率)

【対象者】 次のいずれにも該当する創業者

- ①創業から5年以内で御殿場市内に主たる店舗、工場または事業所を設けた者、または、現に市内にこれらの施設を有するもの（令和4年4月1日時点で創業5年以内）
- ②静岡県特別政策資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知）に定める開業パワーアップ支援資金、または株式会社日本政策金融公庫による新創業各種融資制度に係る融資を受けた方（創業や開業資金の増額を伴う借換え等も含まれます。）
- ③利子補給の期間（令和4年4月1日以降に1回目の返済がある場合）に、毎月償還をしている方
- ④市税の滞納がない方 *御殿場市税務課で発行
- ⑤中小企業信用保険法（第2条第1項第1号、第3号）に掲げる中小企業者または小規模企業者

【申請の流れ】

- (1)「利子補給事業助成金交付申請書(様式第1号)」を御殿場市商工会窓口かホームページからダウンロードして、御殿場市商工会窓口へ申請してください。<https://www.gotemba.or.jp>
<提出時に添付が必要な書類>
 1. 融資決定通知書、又は借用証書の写し(融資決定金額と利息がわかるもの)
 2. 融資返済予定表、又は返済実績表等(月々の返済(予定)日と元金と利息がわかるもの)
 3. 開業届の写し(税務署受理印、又は税理士証明印、法人の場合は履歴事項全部証明書の写し)
 4. 市税の滞納のない証明書(原本) *御殿場市税務課で発行

(2) 審査後「助成金交付(不交付)内定通知書(様式第2号)」を申請者へ送付

(3) 6 カ月又は 12 カ月分の融資返済後、「実績報告書兼請求書(様式第3号)」で商工会へ請求
★各金融機関の「利息支払証明書」等が必要です。(月別利息支払金額がかわるもの)

(4) 審査後、「助成金交付(不交付)確定通知書(様式第4号)」を申請者へ送付

(5) 申請者の口座へ振込み

★利息の支払証明書等の発行は、借入先の各金融機関へお問合せください。

★国民生活金融公庫のお問合せ先は 055-931-5288 又は、公庫ダイレクト（インターネット）で発行可

★お問合せ先 〒412-0042 御殿場市萩原 515 御殿場市商工会 TEL 0550-83-8822 金融担当まで